

## 環境保全資金融資のご案内

愛媛県では、中小企業者や中小企業団体を対象として、環境保全に関する資金を低利で融資しています。

○ 資金を利用できる者

中小企業者又は中小企業団体で、次の要件を満たしている方です。

- 1 これから公害防止施設等を設置、改善しようとする方、環境保全施設を設置しようとする方、  
公害防止のために工場等の移転をしようとする方、I S O 14001の認証取得をしようとする方
- 2 愛媛県内に工場又は事業場を有する方で、1年以上引き続いて現在の事業を営んでいる方

○ 融資の条件

融資限度額	5,000万円以内
融資期間	7年以内（据置期間1年以内を含む。）
返済方法	元金均等半年賦償還（毎年3月31日及び9月30日を償還日とする。）
融資利率	年1.85%（平成13年度）
担保・保証	取扱金融機関所定の扱いによる

○ 融資の対象

1 公害防止施設

ばい煙処理施設	重力沈降装置、慣性分離器、遠心力集じん装置、ろ過集じん装置、洗浄集じん装置等
汚水処理施設	沈でん又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、ろ過装置、濃縮又は燃料装置、中和装置等
騒音振動防止施設	防音防振装置
産業廃棄物処理施設等	産業廃棄物処理施設、最終処分施設、収集・運搬施設等
公害を防止するための工場又は事業場の移転	

2 環境保全施設

フロン等回収・処理施設	フロン等の回収装置、保管施設、破壊処理施設等
資源リサイクル施設	廃棄物の再生、資源化のための選別、破壊、圧縮装置等
省資源・省エネルギー施設	廃熱ボイラー、太陽熱利用施設等
低公害車	電気自動車、ハイブリッド自動車等
雨水貯留施設	雨水を貯留し、利用する施設又は設備

### 3 ISO14001の認証取得

ISO 14001の認証取得

審査登録、委託、施設、設備等の整備 等

○ 取扱金融機関 伊予銀行、愛媛銀行

○ 融資の申込手続

融資を受けようとする方は、「環境保全施設等整備等計画書」に添付書類を添えて、最寄りの取扱金融機関まで提出してください。

取扱金融機関から貸付決定を受けた方は、金融機関所定の融資申込書を提出してください。

融資を受けた工事が完了したときは、「環境保全施設等整備等完了報告書」を取扱金融機関に提出してください。

○ 添付書類

#### 1 公害防止施設又は環境保全施設を整備する場合

事業所付近の見取図

操業の系統図（環境保全のための処理系統図、処理施設の配置図を含む。）

処理装置（処理能力等を明らかにした設計図又はカタログ）

処理施設の見積書、仕様書

市町村長の意見書

#### 2 移転又は移転先の用地・建物を購入、建築する場合

移転前の用地、建物の平面図（既設建物配置図）及び付近見取図

移転先の用地、建物の平面図（機械等の配置図を含む。）及び付近見取図

移転に伴う経費の見積書

移転先の市町村長の意見書

#### 3 ISO14001の認証取得

会社の概要を記載した書類

事業所付近の見取図

作業工程図

ISO14001の認証取得に係る見積書及び委託業者の経歴書(受注実績を含む。)

市町村長の意見書

○ お問い合わせ先

最寄の伊予銀行、愛媛銀行

愛媛県県民環境部環境局環境政策課

〒790-8570 松山市一番町4-4-2 089-941-2111（内線3169）

メールアドレスkankyous@pref.ehime.jp